

## 有限会社ドリーム二十一 グループホーム桜丘料金表

### 1. 介護保険制度の利用者負担について

介護費用は介護保険負担割合証の負担割合に応じて1～3割負担額が決定します

### 2. 利用料金(介護保険分)

基本利用料は介護保険負担割合の認定の内容に基づいた負担額となります

#### ①施設利用料金

	1日あたりの基本利用料(単位)			1か月(30日)あたりの基本利用料(単位)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	748	1,496	2,244	22,440	44,880	67,320
要介護1	752	1,504	2,256	22,560	45,120	67,680
要介護2	787	1,574	2,361	23,610	47,220	70,830
要介護3	808	1,616	2,424	24,240	48,480	72,720
要介護4	824	1,648	2,472	24,720	49,440	74,160
要介護5	844	1,688	2,532	25,320	50,640	75,960

#### ②その他加算される料金

加算の種類	主な内容 (詳細は別紙を参照ください)	加算額(1日あたりの単位)			
		1割	2割	3割	
医療連携体制加算(Ⅰ)(要支援非該当)	看護師が利用者の日常的な健康管理を行ったり、利用者の状態を判断し、医療面から適切な指導、援助を行う	39	78	117	
認知症ケア加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者配置	3	6	9	
栄養管理体制加算	管理栄養士による栄養ケア	(月) 30	(月) 60	(月) 90	
サービス提供体制加算(Ⅲ)	常勤職員が75%以上配置	6	12	18	
科学的介護推進体制加算	入居者の心身の状況等を厚労省に提出	(月) 40	(月) 80	(月)120	
若年性認知症受入(該当の場合のみ)	40歳以上65歳未満の若年性認知症のケースを受け入れた場合に加算	120	240	360	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		①基本利用に②その他の加算される料金を加えた1か月あたりの合計単位数の11.1%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		①基本利用に②その他の加算される料金を加えた1か月あたりの合計単位数の2.3%			
<b>(該当時に算定される加算)</b>					
入居時初期加算(入居後30日に限り)	入居日から30日以内の期間に算定	30	60	90	
退居時相談援助加算(1回を限度)	退居後居宅サービス等に情報連携	400	800	1,200	
看取り介護加算	死亡日以前 31日以上45日以下	医師が回復の見込みないと判断したご利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、ご利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合に算定	72	144	216
	死亡日以前 4日以上30日以下		144	288	432
	死亡日前日及び前々日		680	1,360	2,040
	(要支援は非該当)		1,280	2,560	3,840
	死亡日				

※ 認知症ケア加算は個人加算、サービス提供体制加算は事業所加算になります

### 3. 利用料金(介護保険外)

(家賃)

月額(円)	<b>50,500</b>
-------	---------------

※1か月あたりの家賃内訳は家賃:40,000円、光熱費:10,500円です

※入退去月は1日あたり1,690円として計算します

※入院中、外泊中は月額費用が発生します(日割り計算はしません)

(その他)

医療費、薬代、排泄用品(紙パンツ、おむつ、尿取りパッド等)  
理容・美容代、その他個人嗜好品等

(食材費)

朝食	1食につき	330
昼食	1食につき	330
夕食	1食につき	440
食材費計(円)	1日につき	1,100
	月額	33,000

※欠食の場合は前日10時までにお申し出ください  
(料金が発生します)

※入院中は食材費は発生しません

### 4. 地域区分

金沢市:7級地 1単位=10.14円 津幡町:その他 1単位=10円

#### <1か月(30日)あたりの利用料の計算方法>(地域、加算状況により利用料は変わります)

(①施設利用料金(30日)+②加算合計(30日))×(4.地域区分)+3.利用料金(介護保険外)

(注)介護保険料に滞納のある場合は、介護保険被保険者証の記載に従い、一旦サービス費用の金額をお支払いいただいたり、サービスの費用額の3割をお支払いいただくことがあります。

附則:上記料金表は令和3年4月1日より実施する

## 利用料の取り扱いに関する注意事項

- ・利用者負担分=(1ヶ月の費用合計)-(国民健康保険団体連合会から支払われる額(費用合計の9割))
- ・金沢市は地域区分7級地:1単位=10.14円、津幡町はその他:1単位=10円になります
- ・基本料、事業所加算は全利用者対象となります。個人加算は対象の方が算定となります。
- ・入居した日より起算して30日以内の期間に関しては初期加算として1日につき30単位を加算します
- ・その他、加算に関しては下記の加算一覧をご確認下さい。該当時、ご家族に事前申し出により加算します
- ・食材費は1日1,100円(朝、昼:330円 夕:440円)として算出します  
欠食の場合、前日10時まで事前に申し出あったものに関し翌月請求より減額いたします  
入院中は食材費は発生しません
- ・1ヶ月当たりの家賃内訳は右記の通りです 家賃:40,000円、光熱費:10,500円
- ・月途中での入所、退所の場合、家賃は1日1,690円として日割り計算します
- ・理容・美容代金、オムツ代金等は実費です
- ・入居時、保証金として50,000円お預かりします(退所時返金いたします)
- ・退去時に畳替え代が必要となります(居室が畳の場合)
- ・退去時は居室清掃費、原状回復費等が必要となります。業者より直接ご請求いたします。
- ・入院中に関しても本料金表に従うものとします

## 各種加算に関して

(初期加算)

入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位を加算します。

(医療連携体制加算)

グループホーム職員として又は訪問看護ステーション等との契約により体制としていたともに、入居者が重度化し看取りの必要が生じた場合における対応の指針を定めて、入居の際に入居者又は家族への説明・同意を行っているなど、健康管理・医療連携体制を強化している場合に1日につき39単位を加算します。

(認知症専門ケア加算)

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供した場合に加算します。対象利用者は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方です。

- |                             |          |      |
|-----------------------------|----------|------|
| Ⅰ 認知症介護実践リーダー研修修了者を配置している場合 | 1人・1日につき | 3 単位 |
| Ⅱ 認知症介護指導者研修修了者を配置している場合    | 1人・1日につき | 4 単位 |

(サービス提供体制強化加算)

介護福祉士の資格保有者が一定割合で雇用されている事業所、一定以上の勤続年数を有するものが一定割合雇用されている事業所、安定的なサービスが提供できるように、常勤職員が一定割合雇用されている事業所について評価を行います。

- |                        |       |       |
|------------------------|-------|-------|
| Ⅰ 介護福祉士が70%以上配置されている場合 | 1日につき | 22 単位 |
| Ⅱ 介護福祉士が60%以上配置されている場合 | 1日につき | 18 単位 |
| Ⅲ 常勤職員が75%以上配置されている場合  | 1日につき | 6 単位  |

※Ⅰ、Ⅱ、Ⅲはいずれか一つのみ算定できる

(栄養管理体制加算)

認知症グループホームにおいて、栄養改善の取組を進める観点から、管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価する加算 1月につき30単位

(科学的介護推進体制加算)

科学的介護情報システム「LIFE」を活用した科学的介護の推進を図る

利用者ごとの認知症や心身の状況等を厚労省に提出し、介護計画の見直し等に活用する 1月につき40単位

(看取り介護加算)

利用者の重度化や看取りに対応できるようにする観点からの評価を行います。

- |                   |       |         |
|-------------------|-------|---------|
| 死亡日以前30日以上から45日以下 | 1日につき | 72 単位   |
| 死亡日以前4日以上から30日以下  | 1日につき | 144 単位  |
| 死亡日の前日及び前々日       | 1日につき | 680 単位  |
| 死亡日               | 1日につき | 1280 単位 |

(退去時相談加算)

グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助を行った場合利用者1回を限度とし400単位を加算します。

(介護職員処遇改善加算)

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、介護職員処遇改善加算を創設。介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とする。所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業 11.1%

(介護職員処遇改善加算)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定します。(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業 (Ⅰ)の場合3.1% (Ⅱ)の場合2.3%